

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

在。タリ。ピン。大

主管課長へ

電信写

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

たところ、先方はフランス政府の作成にかかわる入国許可に関する国別取扱規則を示し、船員手ちよう等旅券以外の身分証明書による入国許可についてフランスは若干の国と協定を有するが、日本とかかる協定を締結していないこと、日本側がフランス船員手ちようの上陸を認めていても、これにフランスがRECIPROCATÉするとの指示を上から受けていないとの理由で、タカラをよく朝陽国のため出発すべきORLY飛行場へSAUF-CONDUITにより移送し、同飛行場の通過客用のホテルにしゆくはく後帰国せしめるより方法なしと述べた。

よつてロマチは、タカラが病人であること、や間にBOURGNETの如き小飛行場の出発警察とこれ以上おし問答しても実益なきこと、ORLYのホテルが一流で邦人にとつても悪くないこと(やど賃もAIR FRANCE負担)を考慮し、タカラに随行し、これをORLYに取替した(22時30分)。

2. タカラの移送に際し、BOURGNETの他の係官が当方に「一番うるさいINSPECTEURにあつて是が悪かつた」ともらした次第もあり、将来かかる事件がうん発するとは考えられないが、船員が他こう上の理由等によ

-2-

外務省

主管課長へ

電信写

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

り当地経由ないし当地に滞在を要する場合もあり得るほか、フランス側の船員手ちように対する態度に納得し難い点もあるので、(現在マルセイユ、ルアーブル等で認められている寄港地上陸に対する影響をも考慮し)、何等かの対策を検討の要があると存ぜられる。

については当方参考までに次の諸点につき至急御回示相わずらわしたい。

イ) 日仏間の船員手ちようによる一時上陸に関する取極の有無。

ロ) フランス船員に対する日本政府の実際の取扱いぶり(昭和38年8月3日付貴信移旅合第1822号によると思われるも念のため)。

3. なお今後のこともあり、りゆうきゅう政府発行の船員手ちようの様式はわが方船員法及び同法施行規則に定めるものと全く同一と解して差支えなきや、また、りゆうきゅう政府は別個に關係法令を有するものなりや否や(取極の有無、RECIPROCIETYの適用状況)についてもあわせて御回示願いたく、かつ参考までにりゆうきゅう政府及び海運局で発行している船員手ちようの見本各2部御送付相わずらわしたい。

ソウダ海がんに転報した。

(丁)

外務省